

2-1 静岡県建設工事検査要領

静岡県建設工事検査要領（昭和60年4月1日 訓令乙第5号）

（目的）

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事の検査を執行するために必要な事項を定め、もって検査の円滑な遂行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。
- （3） 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。
- （4） 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。
- （5） 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。
- （6） 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。
- （7） 課長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- （8） 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。
- （9） 工事検査課長等 工事検査課長及び静岡県建設工事検査要領検査支援細則に定める課長をいう。

（検査の種類）

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

完成検査 工事の完成の確認を行う検査

一部完成検査 工事の一部が完成し引渡しを受ける既済部分の完成の確認を行う検査

出来形検査 工事の完成前に部分払いをしようとするとき、又は契約解除による引渡しを受けるときに出来形の確認を行う検査

中間検査 工事の施工中に施工状況等の確認を行う検査

（検査の対象）

第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」によるものとする。

2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協

議するものとする。ただし、当該協議により、工事検査課長が工事検査支援を必要と認める工事については、静岡県建設工事検査要領検査支援細則に定めるところにより処理できるものとする。

(兼務の禁止)

第5条 検査員は、同一工事において次の各号の一に該当する検査を行う場合を除き、監督員を兼ねることはできない。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生等により、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(技術検査)

第6条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び中間検査時に技術検査を行うものとする。

(検査申請)

第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書を発注者に提出するものとする。

2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書に工事検査記録を添えて、工事検査課長等又は検査事務所長に提出するものとする。

- (1) 完成届出書を受理したとき。
- (2) 出来形確認請求書を受理したとき。
- (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。
- (4) 中間検査申請書を受理したとき。

(検査の命令)

第8条 工事検査課長等又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

2 発注機関の長は、前条第2項の工事以外の場合、同項各号の書類の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

(検査の時期)

第9条 検査の時期は、次のとおりとする。

完成検査 一部完成検査 完成届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

(検査の立会)

第10条 検査は、監督員及び受注者又は現場代理人及び主任技術者等の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第11条 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係書類に基づき、原則、実地により検査をしなければならない。

2 検査員は、外部から明視できない部分があるときは、監督員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができるものとする。

3 検査員は、検査（出来形検査及び中間検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(検査の技術基準)

第12条 検査を実施するために必要な技術基準は、別に定める静岡県建設工事検査技術基準による。

(検査の中止)

第13条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

- (1) 受注者、現場代理人及び主任技術者等が検査の妨害をした場合
- (2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合
- (3) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を実施することが困難な場合

(検査の復命)

第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。

2 工事検査課長等又は検査事務所長は、前項の復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。

(修補指示)

第15条 発注機関の長は、検査の結果不合格の工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める修補指示書により、受注者に修補を指示するものとする。

(再検査)

第16条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽微な場合には、工事記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって実地による検査に代えることができるものとする。

2 第7条から第15条の規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(工事成績の評定)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める静岡県建設工事成績評定要領に基づき成績評定をするものとする。

(検査結果の通知)

第18条 発注機関の長は、工事検査復命書又は工事検査結果通知書を受理したときは、検査の結果を静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書により受注者に通知するものとする。

(検査結果の通知時期)

第19条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

完成検査 一部完成検査 完成届出書又は修補完了届出書を受理した日から14日以内

出来形検査 出来形確認請求書を受理した日、又は契約の解除の通知をし、若しくは解除の通知を受けた日から14日以内

中間検査 その都度速やかに

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日訓令乙第19号）

この訓令乙は、令和3年1月4日から施行する。

附 則（令和5年1月24日訓令乙第1号）

この訓令乙は、令和5年2月1日から施行する。

【参考】

建経工第63号－1

令和5年1月24日

本庁関係課長

関係出先機関の長様

交通基盤部工事検査課長

静岡県建設工事検査要領の一部改正について（通知）

静岡県建設工事検査要領（昭和60年4月1日静岡県訓令乙第5号）について、別添のとおり令和5年1月24日に一部改正を行いました。この改正の概要等については、下記のとおりであり、運用に当たって遺漏のないよう留意願います。

記

1 改正の目的

建設技術監理センター職員による土木事務所の土木工事検査を支援するため。

2 改正の内容（要点）

(1)用語の定義に、工事検査課長等として、検査支援を実施するにあたり検査命令等を実施する課長を新たに定める。

(2)検査要領第4条第2項に、ただし書きの規定を設け、建設技術監理センター会計年度等職員による出先検査支援制度を位置付ける。

(3)検査申請、検査の命令、検査の復命に出先検査支援を実施する課長を「工事検査課長等」と位置付け、出先検査支援の体制を構築する。

3 改正の詳細

別添「静岡県建設工事検査要領新旧対照表」のとおり

4 適用する時期

令和5年2月1日以降に検査するものから適用する。

担当 工事検査班

電話 054-221-3652

静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象

○本庁検査

工事の種類	検査対象
土木工事	1億円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上） 及び低入札価格調査対象工事

○主管事務所検査

土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上1億円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の ICT 施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工
静岡土木事務所	清水港管理局	
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	

農林土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
東部農林事務所	賀茂農林事務所 富士農林事務所	4,000万円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工
中部農林事務所	志太榛原農林事務所	
中遠農林事務所	西部農林事務所	

建築・設備工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
沼津土木事務所	下田土木事務所 熱海土木事務所 富士土木事務所	6,000万円未満（設備工事にあつては、3,000万円未満）
静岡土木事務所	島田土木事務所	
浜松土木事務所	袋井土木事務所	

注意事項

- 1 金額は、当初契約金額

様式第4号

年 月 日	
工事検査課長（〇〇〇〇事務所長） 様 検査員職氏名 ㊟	
<h2 style="margin: 0;">工 事 検 査 復 命 書</h2>	
命により検査をしたので、復命します。	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
検査の種類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請負代金額	
受注者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検査立会人	監督員
	受注者
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備 考	

- ※1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- ※2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」（契約事項を満足しなくなる可能性がある」と判断される事項）又は「改善を要する事項」（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）等を記載する。

第 号 年 月 日	
発注機関の長 様 工事検査課長（〇〇〇〇事務所長） <h2 style="margin: 0;">工事検査結果通知書</h2>	
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
検査の種類	完成・一部完成・出来形（第 回）・中間（第 回）
請負代金額	
受注者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検査立会人	監督員
	受注者
検査員職氏名	
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備 考	

- ※1 検査の結果欄には、完成・一部完成検査の場合は「合格」又は「不合格」を、出来形検査の場合は「出来形 %」を、中間検査の場合は所見又は「備考欄のとおり」を記載する。
- ※2 備考欄には、「不合格の理由」、「指示事項」（契約事項を満足しなくなる可能性がある」と判断される事項）又は「改善を要する事項」（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）等を記載する。

第 号 年 月 日	
(受注者) 様 発注機関の長	
<h3>工事検査結果通知書</h3>	
次のとおり、工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査の結果を通知します。	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
検査の種類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)
請負代金額	
受注者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検査立会人	監督員
	受注者
検査員職氏名	
検査年月日	年 月 日
検査の結果	
備 考	

- ※1 「指示事項」 契約事項を満足しなくなる可能性があるとして判断される事項
- ※2 「改善を要する事項」 改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項

様式第 6 号

年 月 日	
(受注者) 様	発注機関の長
修 補 指 示 書	
次のとおり、修補を指示する。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
修 補 期 限	年 月 日
修補指示事項	

2-2 静岡県建設工事検査要領の運用について(通知)

建経工第80号
令和4年3月8日

本庁関係課長
関係出先機関の長 様

交通基盤部長

静岡県建設工事検査要領の運用の一部改正について（通知）

「静岡県建設工事検査要領の運用について（通知）」（平成28年3月28日付建工第115号-2）を下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 改正内容
別紙の新旧対照表のとおり
- 2 適用時期
令和4年4月1日以降に契約するものから適用する。

担 当 工事検査課工事検査班
電話番号 054 - 221 - 2624

静岡県建設工事検査要領の運用

1 中間検査について（第3条）

中間検査の実施は、別添1「中間検査実施基準」によるものとする。

2 検査の対象について（第4条）

- (1) 本庁検査の対象となる検査は、知事部局に係る建設工事の検査であるが、教育委員会及び警察本部については、受託検査として、本庁検査の対象とすることができるものとする。なお、この場合の手続は、別添2「受託検査の取扱い」による。
- (2) 本庁検査の対象建築物に係る設備工事については、当初の契約金額が500万円以上のものは、本庁検査対象とすることができるものとする。

3 図面等の提出

発注機関の長は、本庁検査対象の建築・設備工事の契約を締結したときは、速やかに特記仕様書、図面、現場説明書、質問回答書、技術提案（総合評価落札方式標準型の場合）、簡易な施工計画書（総合評価落札方式簡易型Ⅰの場合）及び工事実施工程表を工事検査課長に提出するものとする。

4 工事材料の製造請負契約に関する準用

この要領は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第9条第1項及び第19条第1項中「14日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

【別添 1】

中間検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、静岡県建設工事検査要領に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の指定)

第2 中間検査の対象工事は、特記仕様書等の契約図書において指定するものとする。

(中間検査の対象)

第3 中間検査の対象となる工種、項目及び時期等は、別紙「中間検査の対象」を参考にして、監督員が受注者に指示するものとする。

(中間検査の実施)

第4 中間検査は、対象工事の施工途中における施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄について、関係書類に基づき実施し、施工について改善を要する事項（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）及び現地における指示事項（契約事項を満足しなくなる可能性があると判断される事項）を把握するものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、一部完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

(中間検査の復命)

第5 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに当該中間検査の結果について、所見、改善を要する事項及び指示事項を記載した工事検査復命書により、検査を命令した者に復命するものとする。

(その他)

第6 この実施基準により難しい場合は、工事検査課長と協議して実施するものとする。

(参考) 第2により中間検査を指定する場合の契約図書への記載例

「この工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準による。」

別紙

中間検査の対象

○土木・農林工事 (省略)

○建築・設備工事

1 工事別検査時期

工事種別	回数	検査時期	備考
新築・増築 工事 (建築)	1	試験杭の打設が完了後	杭工事がある 場合
	2	地中梁が完了し、埋め戻し前	
	3	躯体工事が完了し、サッシ取付中 鉄骨造は、鉄骨建方が完了し、サッシ取付中	
	4	内装の下地が完了後	
	追加1	免震、制震装置が完了後	
	追加2	工場で検査を行うことが必要な時期	
新築・増築 工事 (設備)	1	地中梁のスリーブ工事が完了し、コンクリート打設前	
	2	主要な配管及び配線が完了し、隠蔽前（埋め戻し前）	
	3	主要な機器の設置が完了後	
改修工事	—	工事内容に応じて必要な時期	
解体工事	—	工事内容に応じて必要な時期	

- ・検査の間が概ね3か月を超える場合は、次回の検査時期に達していなくても中間検査を行う。
- ・工事内容により、中間検査を省略することができるものとする。

2 工場で行う検査対象

建 築

- ・特殊な建築物等で重要なもの。

【具体例】

- ・鉄骨工場製作品、特注製作品、特殊材料のうち特に重要な材料

設 備

- ・特殊な仕様なもの。

【具体例】

- ・キュービクル、盤、大型材料等で特に重要なもの
- ・特注製作品(標準仕様書にない仕様のもの)で特に重要な材料

【別添2】

受託検査の取扱い

第1 受託検査の対象

受託検査の対象は、静岡県建設工事検査要領第4条に定める検査とする。

第2 受託検査の依頼

- (1) 受託検査の依頼は、受託検査依頼書（様式1）により行う。
- (2) 依頼書の受付時に、理由及び工事内容のヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの結果により、検査依頼の受託の可否を決定する。

第3 旅費の再配当

- (1) 受託検査に伴う旅費は、依頼者が負担する。
- (2) 受託決定後に交通基盤部経理担当課と調整し、再配当する。

2-3 静岡県建設工事検査技術基準

静岡県建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、静岡県建設工事検査要領第12条の規定に基づき、検査員が検査を実施するために必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書等に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事の施工体制、施工状況（契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況）に関する各種の記録（工事打合せ記録及び工事写真等を含む。）と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、納まりの程度及び一般的な外観について、目視又は観察により行うものとする。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査留意事項

【建築工事、設備工事】

項目	関係書類	内容
(1) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、その他	適正な施工体制の確保状況
(2) 契約書等の履行状況	契約書、仕様書、施工計画書、その他	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
(3) 工程管理	工程表、工事工程月報、その他	工程管理状況
(4) 安全管理	施工計画書、安全活動の記録、仮設設備点検表、重機等点検記録、その他	安全管理体制、安全設備及び点検、安全活動、関係法令の遵守状況
(5) 工事施工状況	施工計画書、工事記録簿、工事写真、その他	施工方法、施工管理、緊急時の対応、現場管理状況

別表第2（第4条関係）

出来形の検査

【建築工事】

建築工事	検査内容	検査方法
	基準高、長さ、形状、個数、径、断面寸法、厚さ、勾配、延長、膜厚、塗布量、範囲、幅、位置、ピッチ	施工計画書、施工記録、納品書、伝票、出荷証明、ミルシート、工事写真、目視及び実測等により確認

【設備工事】

設備工事	検査内容	検査方法
	形状、管径、勾配、個数等	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3(第5条関係)

品質の検査

【建築工事、設備工事】

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は、設計図書と対比して適切か	品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は、設計図書と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して検査

2-4 建築設備工事検査チェックシート

建築工事検査チェックシート【参考】

建設工事名					受注者					
請負金額	当初	円	工期	着手	建設地	監督員				
	最終	円		完成						
				延長						
工事概要	本棟	・SRC・RC・S・W・CB	階延べ面積	㎡	立会人	現場代理人				
	附属	・SRC・RC・S・W・CB	階延べ面積	㎡		主任・監理技術者				
	その他					その他				
検査区分	・中間(回)・完成		検査員		出来高	現在	%	措置	・要	・不要
検査日						計画	%			
確認済証			設計変更			書類	・工程表 ・工程月報 ・請負代金内訳書 ・主任技術者等通知書 ・火災保険等契約書の写 ・工事カルテ受領書			
検査済証			前指示事項							
書類審査	施工計画	実施工程表		・総合工程表(・変更・修正) ・補足工程表(・月間・週間) ・掲示・チェック						
		施工体制等		・施工体制台帳(下請負・再下請負通知書、下請負契約書) ・施工体系図(工事別責任者、掲示) ・建退共(掛金収納書、受払簿、掲示) ・有資格者(作業主任者、技能士、資格者証の写、一覧表の掲示)						
		総合施工計画書	総合施工計画	・現場組織表(現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、電気主任技術者、掲示) ・安全衛生管理体制(安全衛生管理体制表、緊急連絡体制表、安全教育、掲示) ・災害公害体制(異常気象時の体制表、防火管理組織編成表、公害対策(騒音、振動他)、環境対策、交通安全、警備対策) ・VOC対策 ・発生材の処理 ・解体						
			総合仮設計画	・目的物位置 ・仮囲い ・搬入路 ・仮設物 ・仮設電力等 ・足場 ・揚重機 ・安全対策						
		工種別施工計画書	土	地業(・杭)	鉄筋(・材料・加工・施工・圧接)	コンクリート(配合・打設・型枠)				
			鉄骨(・製作・施工・探傷試験)	ブロック	PC版	ALC版	押出成形C板			
			防水(・アスファルト・シート・塗膜・シーリング)	石	タイル	木				
			屋根及びとい	金属	左官	建具(・アルミ・鋼製・木製)	塗装			
			内装(・天井・壁・床・断熱防露)	ユニットその他	排水	舗装	植栽			
			外構	電力設備	通信情報設備	給排水衛生設備	空気調和設備			
施工図	仮設	杭	土	鉄筋	型枠	コンクリート				
	鉄骨	ブロック	PC版	ALC版	押出成形C板	防水				
	石	タイル	木	屋根	金属	植栽				
	外構	各階配管(線)図	各種系統図	機器製作図						
材料計画	・使用材料(機器)報告書 ・カタログ ・見本 ・型板									
	・製作承諾図(・アルミサッシ・鋼製サッシ・木製建具)									
施工管理	記録書	・指示・承諾・協議・提出・報告書 ・工事記録簿 ・材料検査簿 ・工事日誌 ・安全記録								
	工事写真	・明確性 ・確実性(出来形、品質、作業工程、材料マーク) ・整備方法								
	官公署申請・届出等	・建基法(・確認済・完成) ・消防法(・計画・完成) ・労働安全衛生法 ・電気 ・騒音 ・産廃法 ・建設リサイクル法 ・耐震改修促進法(・認定・完成) ・福まち条例 ・CASBEE ・建築物省エネ法								
	その他一般共通	・養生 ・片付け ・事故 ・苦情 ・完成図 ・完成写真								

書 類 審 査	施 工 管 理	施 工 資格証明	・ガス圧接工 (技)	・溶接施工管理技術者 (資、経)	・溶接工 (資)	・スタッ ^ド 溶接工 (技、試)				
		施工管理 技術者	・場所打ちコンクリート杭地業	・I類コンクリートの製造工場	・鉄骨製作工場	・鉄骨工 事の溶接作業	・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合			
		現場揭示	・建設業許可証	・施工体系図	・労災保険関係標識	・建退共制度適用標識	・有資格者一 覧表・緊急時連絡表	・再下請負通知書の提出案内	・建築確認済証	・鉄骨製作工場表示板
		そ の 他	・「施工プロセス」のチェックリスト							
書 類 審 査	施 工 管 理 (品 質 ・ 出 来 形 管 理)	材 料 品 質 証 明 (試 験 成 績 書 ・ 工 事 写 真 品 質 証 明 書 ・ 納 入 伝 票)	・杭	・砕石	・鉄筋	・溶接金網	・コンクリート (調合、強度)			
			・鋼材	・ボルト	・溶接材料	・ブロック	・PC版	・ALC版		
			・押出成形セメント板	・防水材料 (・アスファルト ・改質アスファルトシート ・塗膜)						
			・タイル	・石	・シーリング材 (・シリコン ・ポリサルファイド ・ウレタン)					
			・木材	・集成材	・長尺金属板	・粘土瓦	・とい	・軽鉄下地		
			・金属 (・笠木 ・ExpJ ・手摺 ・タラップ)	・左官材	・仕上塗材	・ロックウール				
			・アルミ建具	・鋼製建具	・木製建具	・ガラス	・石膏ボード	・合板		
			・塗料 (・錆止 ・SOP ・CL ・EP ・VE ・UC ・他)	・フローリン グブロック	・フローリン グボード	・化粧複合フ ローリング				
			・壁紙	・畳	・カーペット	・ビニール 床シート	・ビニール 床タイル	・ビニール床 の接着材		
			・合成樹脂塗り床	・断熱防露材	・路盤材	・As舗装材	・As調合	・排水材料		
			・コンクリート二次製品	・土壌改良材	・設備材料	・地盤改良				
			・位置決定	・水平基準墨	・根切底深さ	・地耐力	・埋戻し	・残土処分		
			・試験杭 (・支 持地盤の確認)	・杭打記録 (・打込み深さ ・施工 時間 ・アースオーガー電流値 ・支持力等)	・杭頭 (・高さ ・杭芯 ・ 補強)	・杭根固め液 杭周固定液				
・継杭溶接	・場所杭掘削	・場所杭安定液	・杭載荷試験	・砕石	・捨コン					
・配筋検査	・圧接部検査	・コンクリート 圧縮強度	・スランプ、 空気、温度	・塩化物総量	・型枠組立					
・躯体出来形	・鉄骨製品	・溶接開先等	・溶接部検査	・スタッ ^ド 曲げ	・アンカーボルト					
・鉄骨建方	・高力ボルト (・一次締 ・ナット回転法 ・他)	・超音波探傷	・ケミカルアンカー							
・ALC等建込	・防水 (・下地勾配 ・重ね長さ ・端部 ・防水下地乾燥度)	・タイル引張	・タイル打診							
・木材含水率	・軽鉄天井高	・耐火被覆 (・厚さ ・比重)	・サッシ社内	・サッシ建込						
・畳施工管理	・舗装出来形	・舗装高	・切取り厚	・路床転圧高	・路盤締固度					
・路盤転圧後	・As施工温度	・排水勾配 (・側溝 ・排水管)	・植栽出来形	・設備						
・絶縁抵抗試 験測定結果表	・接地抵抗試 験測定結果表	・照度測定 結果表	・電界強度試 験測定結果表	・ガス気密 試験報告書	水圧試験 報告書					
・コンセント 極性試験 結果表	・排水管 通水試験 (滴水試験)	・風量測定 報告書	・試運転調整 報告書							
・産業廃棄物	・社内検査	・法定検査	・下検査							
備考										

設備工事検査チェックシート【参考】

工事名				工事				受注者			
契約金額	当初	円	工期	着手	工事箇所			監督員			
	変更	円		完成							
				延長							
工事概要	建築	・SRC・RC・S・W・CB	階	延べ面積	m ²	立会人	現場代理人	出			
	設備						主任・監理技術者	出			
	その他						補助技術者	出			
検査区分	・中間(第 回)・完成		検査員				現在計画	%	措置	要・不要	
検査日	平成 . . .						出来高	%			
確認済証			設計変更					下請	・下請届 ・請書(下請契約書)		
検査済証			前指示事項								
書類	施工計画	実施工程表	・総合工程表(・変更・修正)・補足工程表(・月間・週間)						掲示		
		施工体制等	・現場組織表(・現場代理人・主任・監理・専任監理・専門技術者・電気主任技術者) ・施工体制台帳・施工体系図(工事別責任者) ・建退共の加入・受払簿						掲示		
		安全衛生管理体制	・安全衛生管理体制表・緊急時連絡体制表・安全教育						掲示		
		災害公害体制	・異常気象緊急時の体制表・防火管理組織編成表・公害(・騒音・振動・他)・環境・交通安全 ・警備対策・掲示								
		総合施工計画書	・仮設(・目的物位置・仮囲い・搬入路・仮設物・仮設電力等・足場・揚重機・安全対策)・VOC・廃材処分・解体								
	施工図	電力設備	受変電設備	通信情報設備	自動制御設備						
		発電設備	中央監視制御設備	空気調和設備	給排水衛生設備						
		電力貯蔵設備	ガス設備	さく井設備	浄化槽設備						
		昇降機設備	医療関係設備	医療ガス設備	機械式駐車設備						
	材料計画	配置図(屋外)		各階配管(線)図		各種系統図		各種詳細図			
機器製作図		電気室、機械室平面等									
査	材料計画		・使用材料(機器)報告書・カタログ・見本・型板・機器承諾図 ・製作承諾図(・受電盤・配電盤・ポンプ・生コン工場JIS)								
	記録書		・指示・承諾・協議・提出・報告書・工事記録簿・材料検査簿・工事日報(集計)・安全記録								
	工事写真		・明確性・確実性(出来形、品質、作業工程、材料マーク)・整備方法・箇所								
	官公署申請・届出等		・建基法(・確認済・完成)・消防法(・計画・完成)・労働安全衛生法・電気事業法 ・上下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法・ガス事業法・液化石油ガス法 ・高圧ガス法・産廃法・建設リサイクル法・騒音規制法・CASBEE・建築物省エネ法								
その他一般共通		・養生・片付け・事故・苦情・火災保険・完成図・完成写真・取扱説明書・CORINS登録									

施工管理	施工資格証明書		・電気主任技術者		・電気工事士(1種・2種)			・浄化槽設備士		
			・技能士(配管・熱絶縁・建築板金・空調和・さく井)		・あと施工アンカー			・超音波探傷試験		
			・消防設備士(甲4)		・溶接					
その他		「施工プロセス」のチェックリスト(・中間 第 回 ・完成)								
器材品質証明 (品質証明書・納入伝票・試験成績書・工事写真)	1	電力	電線保護類	電線	照明	盤	避雷	塗装	機器試験	
	2	受変電	キュービクル盤	高低圧盤	変圧器盤	開放型盤	高圧機器	直流電源装置	〃	
	3	電力貯蔵	直流電源	UPS						
	4	発電	発電機	原動機	配電盤	補機付属装置	燃料油	配管材料	〃	
	5	通信・情報	電線	電線保護類	端子盤	構内情報網	構内交換	情報表示	〃	
	6		映像・音響	拡声	テレビ共同	監視カメラ	自火災報知	ガス漏れ	〃	
	7	中央監視制御	警報盤	表示操作盤	監視制御装置	無停電装置			〃	
	8	空調和	ボイラ類	冷凍機	冷却塔	空調和機	全熱交換器	ポンプ・ダクト類	〃	
	9	給排水衛生	衛生器具	ポンプ	タンク	消火機器	厨房機器	配管材料		
	10	自動制御	自動制御機器	自動制御盤	中央監視	計装機材		〃		
	11	ガス	管、継手	弁、コック、栓	ガス漏れ警報器	配管雑材料	充てん容器		〃	
	12	さく井	ケーシング	スクリーン	砂利	遮水			〃	
	13	浄化槽	ポンプ	接触材	各種装置	盤	配管	電気配管配線	〃	
	14	昇降機	機械室機器	かご、乗場	レールロープ	安全装置	耐震装置	電気配管配線	〃	
	15	建築工事	鉄筋	鉄骨	コンクリート	防水材	サッシ	内装材	塗装材	
計測・試験・検査記録・報告書・工事写真	電力	接地抵抗	絶縁抵抗	絶縁耐力	照度	点灯	極性	盤動作	盤外観構造	盤ソーケンス
	受変電	構造	絶縁抵抗	耐電圧	継電器特性	総合動作	接地抵抗	塗装	支持、固定	
	電力貯蔵	構造	絶縁抵抗	総合動作						
	発電	始動停止	充気、充電	負荷燃料	振動	保安継電器	絶縁抵抗	耐電圧	接地抵抗	圧力、背気圧
	通信・情報	絶縁抵抗	接地抵抗	電界強度	機能(構内情報網、構内交換、映像・音響、拡声、テレビ、監視カメラ、火災、警報、ガス漏れ、自動閉鎖)					
	空調和	蒸気水圧	油気密	水圧	冷媒気密	塗装、防錆	保温	支持、固定	防火区画	
	給排水衛生	給水水圧	排水満水	排水桝	通水	塗装、防錆	埋設、防食	保温	支持、固定	スリーブ
	自動制御	絶縁抵抗	総合調整	システム構成						
	ガス	気密(中間・完成)		点火	塗装、防錆	埋設、防食	鋼管、溶接	支持、固定		
	さく井	揚水(予備、段階、連続)			自然水位	水質	位置図	柱状図	地質標本	
	浄化槽	水張り	気密	各種機器	躯体	総合運転	※ユニット型式は水張り、総合運転のみ			
	昇降機	(社)日本エレベーター協会標準による試験成績表								
	建築	残土処分記録		産業廃棄物報告	根徹底深さ	くい打記録	圧設試験	コンクリート強度	躯体測定	
	検査	社内完成		法定検査	下検査					
	備考									